

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会の設立について

1 これまでの経緯

- H16. 3 岩国市において錦帯橋の世界遺産登録推進を表明
- H18. 11 文化庁の「世界文化遺産暫定一覧表」記載資産の公募に、山口県と岩国市が共同で「錦帯橋と岩国の町割」を応募
- H20. 9 応募の審議結果は不記載ではあったがカテゴリー I a の評価

〔カテゴリー I : 地方公共団体において取組を進め、作業が相当程度進展した場合、改めて調査・審議を行う。顕著な普遍的価値を証明できる可能性が高いと評価されれば、世界遺産暫定一覧表への記載を検討することが望ましい。〕
a : 提案書の基本的主題を基に準備を進めるべき

〔文化庁から示された課題〕

- ① 独特の架橋技術及びその確実な伝承に関する技術史的な研究を進めること
- ② 架け替えを行うことにより、「材料・材質」の指標を含め、真正性の総体が確実に伝達されているか否かについて慎重に検証すること
- ③ ②について、国内外の幅広い専門家と連携しつつ十分な検証を図ること

- H21. 6 岩国市に「錦帯橋世界文化遺産専門委員会」を設置し、上記の課題解決に向けた調査・研究に着手
- H27. 3 第 12 回専門委員会で錦帯橋単体での登録を目指すことを確認 (H28. 2 文化庁へ報告)

〔錦帯橋世界文化遺産専門委員会における調査研究の状況〕

- ① 架橋技術及びその技術史の変遷について、12回の架け替えで作成されている図面を基に構造学的な検証を行い、研究を進めている。
- ② 架け替えごとにどこにどのような材料・材質が使われてきたか整理し、その変更の理由・影響について調査している。
- ③ ②の結果を基に、今後、開催する国内シンポジウム、国際シンポジウム等により検証を図ることとしている。

2 錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会の概要

(1) 設立目的

県、市、関係団体等が連携・協働して、錦帯橋の世界文化遺産登録に向けた取組を積極的に推進するために「錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会」を設立

(2) 委員等

- 知事を会長とし、市長を副会長とする。
- 委員は錦帯橋の世界文化遺産登録に向けた取組等を行う団体等の代表者とする。
- 監事は委員の中から会長が選任する。
- 顧問を置くことができる。

(3) 活動内容

- 県、市、関係団体等が協働で行う施策及び事業（理解増進・情報発信等）の円滑かつ効果的な推進
- 県、市、関係団体等それぞれが実施する施策等の総合調整 等

(4) 事務局

山口県教育庁世界文化遺産推進室と岩国市産業振興部錦帯橋課が共同で事務処理